

# 生徒指導提要の改訂に係る御意見

## 意見書一覧

- (1) 校則アンケート結果概要について  
日本共産党 校則問題プロジェクト（令和3年12月8日）
- (2) 生徒指導提要の改訂に関する意見書  
安全な生徒指導を考える会（令和3年12月21日）
- (3) 「生徒指導提要」の改訂に係る意見書  
日本教職員組合（令和4年2月16日）

2021年12月8日

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 委員 各位

## 校則アンケート結果概要の送付について

日本共産党 校則問題プロジェクト  
責任者 梅村さえこ

日頃の御活に敬意を表します。

日本共産党は校則問題プロジェクトを今年四月に発足させ、六月末まで校則アンケートを実施するとともに、各地で聞き取り、懇談等を行ってまいりました。

つきましては、「生徒指導提要」改訂作業におきまして、私どもの校則アンケートによせられた声をぜひ参考にしていただきたく、ここに結果の概要をお渡しいたします。同アンケートは多くの自由記述を含み、その結果の全体は順次、私どものホームページに掲載中です（※）。こちらも、ご覧いただけましたら幸いです。

なお、同アンケートをふまえ、先の衆議院選挙公約で校則問題の政策をかかげましたので、添付いたしました。ご高覧頂きたくお願いいたします。

以 上

※日本共産党ホームページ 校則アンケート結果  
[https://www.jcp.or.jp/web\\_info/questionnaire-results.html](https://www.jcp.or.jp/web_info/questionnaire-results.html)

# 校則アンケート 結果の概要

日本共産党校則問題プロジェクト

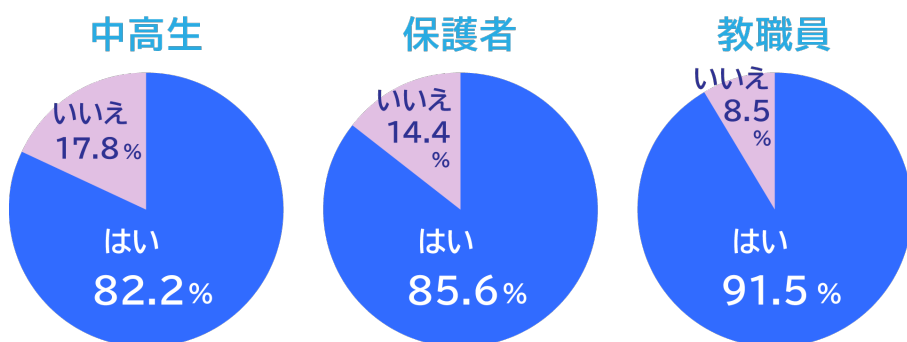
実施期間 2021年4月15日～6月30日

実施方法 インターネットアンケート

回答者 中高生1453名、保護者 561名、教職員 246名、市民 694名

## ①圧倒的多数が、校則に疑問

校則で疑問に思うものはありますか？

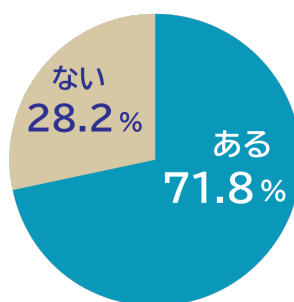


中高生の「疑問に思う」校則  
トップ10

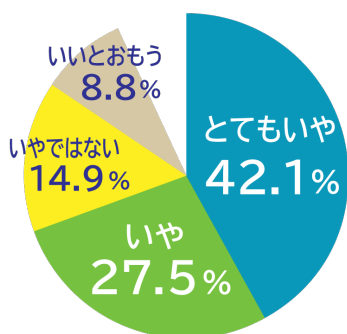
- ① ツーブロックなど特定の髪型の禁止71%
- ② 靴下の色、長さなどの指定59.9%
- ③ 髪の色や長さや結び方の指定56.8%
- ④ 髪染めの禁止55.6%
- ⑤ スカートの長さの指定52.4%
- ⑥ 眉の手入れの禁止50.5%
- ⑦ ピアス・アクセサリ禁止48.7%
- ⑧ 髪どめ、ゴムの色の指定46.9%
- ⑨ 携帯電話の持ち込み禁止46.3%
- ⑩ 地毛証明 43.5%

## ②校則検査を七割の中高生が受け、不快を訴えている

検査がありますか？



検査について  
どう思いますか？



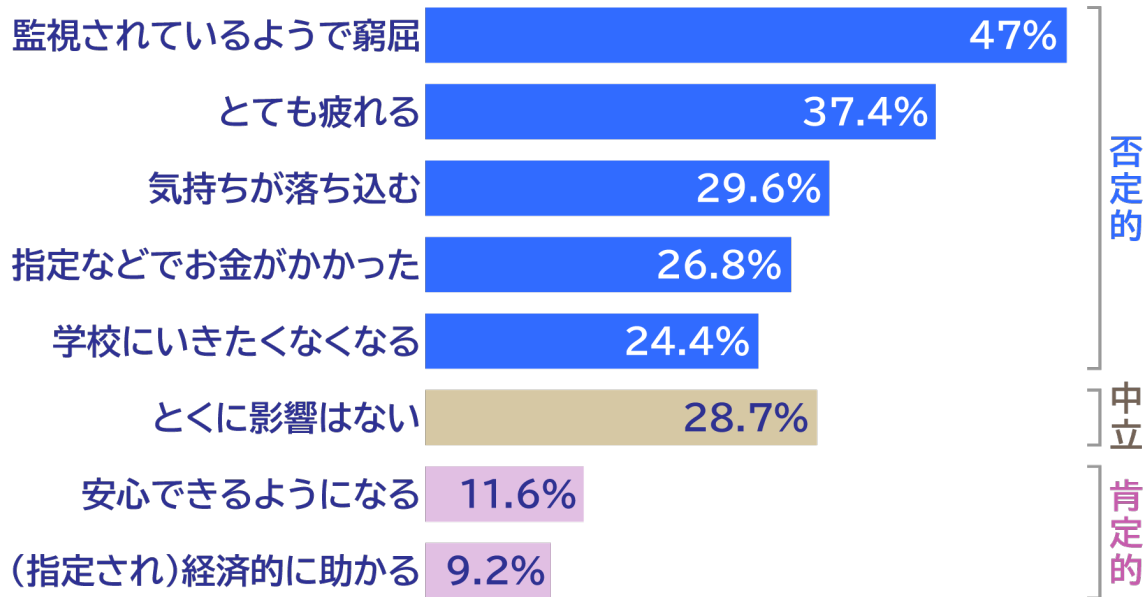
(中高生の回答)

自由記述の一部

- ツーブロック見つかったら丸刈りになる。そこまでする必要があるのかと思う。
- 前髪が眉毛に数ミリかっただけで、「おしゃれしたいのなら、学校を辞めろ！」と全校生徒の前で怒鳴られた
- 先生がわざわざ1人1人の眉毛を見たり髪型をチェックする時の空気感と言うか圧迫感が凄くて嫌いです
- 下着やインナーの色に関しては、先生も指摘しづらい指摘される生徒も恥ずかしい思いをするので、規定はなくていいと思う。

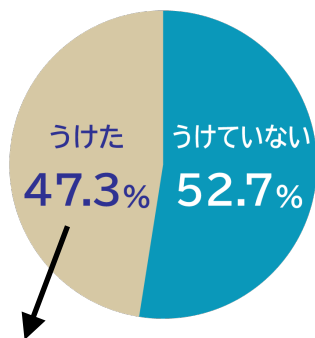
### ③校則の影響 「監視されているようで窮屈」がトップ

(中高生の回答・複数回答可)

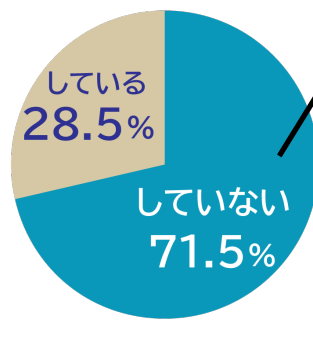


### ④校則を守る理由 半分が説明なし/説明あっても納得せず

説明を受けて  
いますか？



説明されて  
納得しましたか？



その説明はどんなものですか (自由記述の一部)

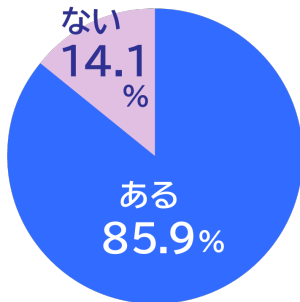
- 伝統だから。ルールは学校にも社会にも存在するから。我慢して。昔の学校が荒れていたから、校則のおかげで落ち着いたんだよ。
- ツブロックに関して、先生「ツブロックはその髪型を見た人が怖いと思うので禁止です。」
- メイクOKにすると授業中も休み時間もずーっとメイクのことを考えるからダメ
- スカートの長さを指定するのは痴漢に狙われないためという理由。
- 就職や進学などで不利になるというが、他校はしていない

納得しない理由 (自由記述の一部)

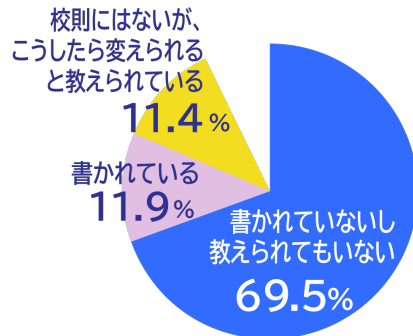
- 学生としての「ふさわしさ」とは何か、いまいわからない。
- なんの影響があるのか説明されてないし、とりあえずいちいちうるさいし、オシャレくらいさせてくれたっていいじゃんって思います。年頃なのに出来ないのはストレスです。
- ツブロック=怖いのは偏見であって、ヤンキーの証ではないから。
- コンプレックスくらい隠させてほしい。そして自信をもって学校に行かせてほしい
- もう中学生なので、高校入試の当日などはちゃんと自分で考えてできます。中学3年間そのためにこんな校則があるというのは意味が分かりません。
- 自分の進路を脅しのように使われたのが嫌な気持ちになったから

## ⑤生徒は校則を変えたいが、変える手続きが不明。 校則を変えようとしても、変わらないことが多い。

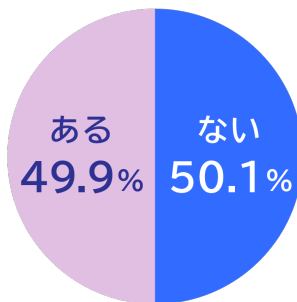
「変えられたらいいのに」  
と思うことはありますか？



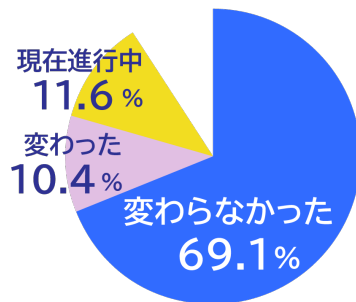
校則に、どうやったら校則を  
変えられるか  
書かれていますか？



校則や決まりに意見を  
言ったり変えようとした  
ことがありますか？



そのことで校則は  
変わりましたか？



### 変えられなかった例

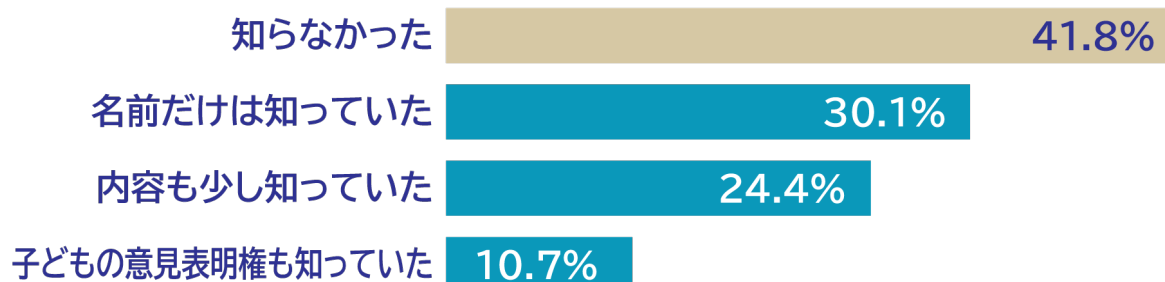
- 生徒会で審議をしていたが先生に審議自体を否定され、変えようともできなかった
- 先生にははぐらかされる
- 署名を集めて提出をしたが、検討されなかった
- 生徒総会で大多数の意見がでても教師により却下。
- まずは生徒会選挙に立候補しようと思ったが立候補させてもらえなかった。
- 中学生のとき、「靴と靴下が白色しか履けない」という校則をきっかけに、校則に対して疑問を抱き生徒会に入って校則を変えようとした。3年間教員と何度も話し合いましたが、永遠と屁理屈を言われるだけで話は通じず、その校則を最後まで変えられることはありませんでした。

### 変えた例

- スマホの持ち込み タイツの着用 など、生徒総会で議題に上がり話し合いを重ね、可能になりました。
- 女子でもスラックスが履けるように先生方をお願いをし、その次の年のには可能になりました。

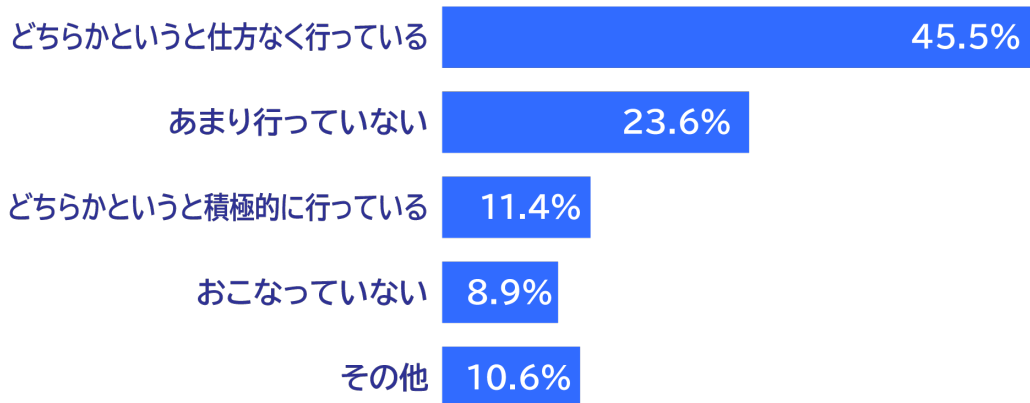
## ⑥子どもの権利条約 子どもの意見表明権の認知は1割

(中高生の回答・複数選択)

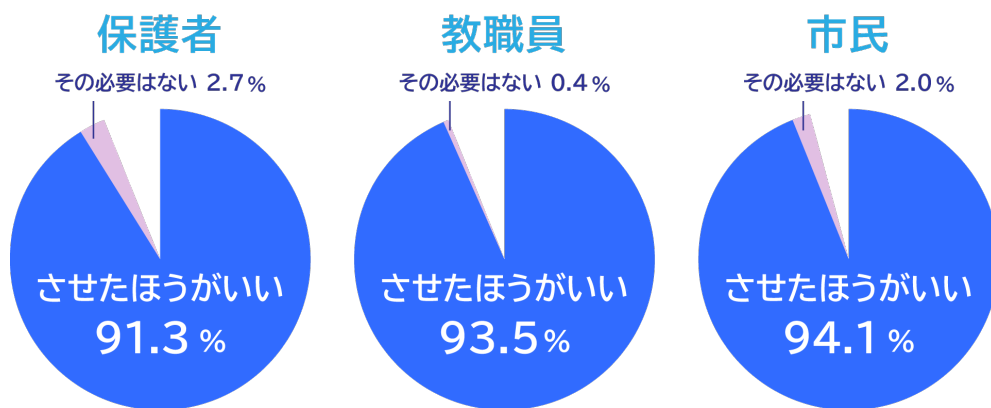


## ⑦先生の校則指導 「どちらかというと仕方なく」 半数近く

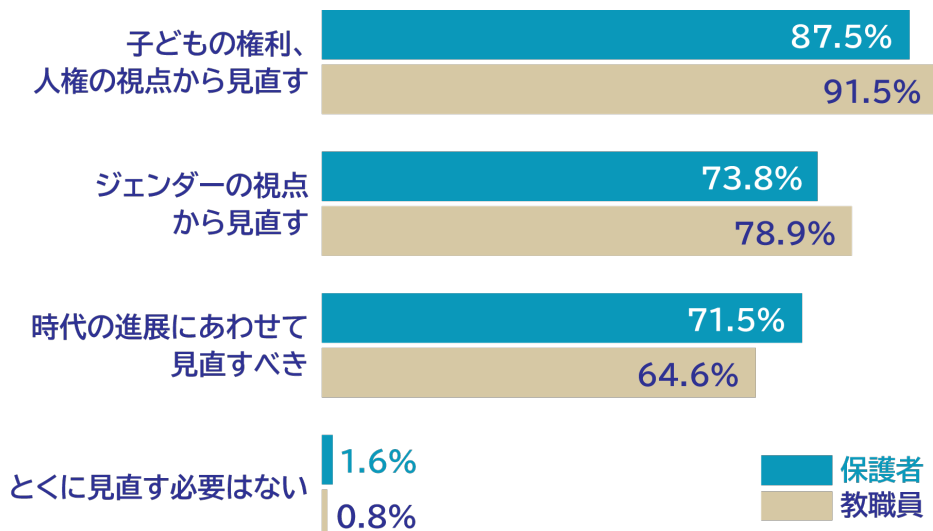
あなた自身の校則指導はどれに近いですか？



## ⑧大人の9割超が「校則に生徒の意見を反映させるべき」



## ⑨校則見直しの視点 子どもの権利・人権がトップ



## ⑩中高生の「校則についての意見」(自由記述) から

### 【短めの文】

子供にはプライバシーは必要ないって思ってる大人達がわからない、校則は必要性はあるけど、髪型、ピアス、下着まで言われるのはプライバシー侵害だと思う
個人を主張することは、学ぶことの邪魔になるわけじゃない。逆に言えば、ほかの個人が様々であることを学べるので、納得のいかない校則はなくてもいいと思います。
必要としているものが少なく、意味が無い。そして辛い。病んでしまう子もいる。
先生が自由な服装なのに、同じ権利を持った子どもたちは下着の色まで決められているのはおかしいと思う。
子どもの権利条約に反しているので学校側が一番ルールを守っていないと思った
法律に反するものが堂々と存在することに疑問や怒りを感じる
先生は忙しいのに、わざわざ生徒の服装、頭髪チェックして時間の無駄だと思う。先生は変な校則に対して何も思わないのか。
意見を表明できていないのは子どもだけじゃなくて、先生たちもおかしいと思っても言えてないと思う。でも、どこから変えていったらいいのかわからない
いつまでも昭和気取りの根性で、特に生徒指導教師は体育会系の風潮で、生徒に対して縛りを設けたり、身だしなみについて説教を垂れるのは極めて不快です。
昔と違って気候も温度もどんどん変わってきているので服装の指定は本当にやめてほしい。
校則でなくても、子供に自由をあたえつつ、子供を守る方法はあると思う。そういった社会の問題の多くを経験から考えていくのが、大人が持つ子供に対する義務だと思う。
美容学生になりたいのですが、整髪禁止や理不尽な頭髪検査でかなり進路の邪魔をされている気がします。高校の校則のせいで遅れをとって入学なんて耐えられません。
時代に合わせてジェンダーやメイク髪型なども個性を表現できるようになって欲しい / 楽しい学校なのが監視されているようで苦痛に感じている
LGBTに対してもう少し真面目に考えてほしい学校に行くのがつらい
日本の校則もアメリカなどのようにもっと自由度が欲しい
偏差値が高い学校ほど校則が少なく、偏差値が低い学校ほど校則が多いような気がする
ツーブロックが禁止の理由が全く分からないちゃんとした理由があったらどの校則も文句は言わない
学校をより良くし、生徒がより良い学校生活を送る上で必要なものなら良いが、一方的な押し付けは辞めて欲しいです。
生徒と教師が対等に話せる場をもうけてほしい。理不尽な校則が多すぎるし、そんなものを守ったところで生徒と学校にどれだけ利益があるのか甚だ疑問。
生徒の意見を集めるアンケートを行って欲しい。

## 【長めの文】

校則や制服がない学校だが、荒れていなかった。意味のない制服校則は即刻廃止すべき。県立高校だが制服校則もなく、休み時間に勉強したり近くの商業施設にお昼を食べに行ったり、いろいろ自由にできた。時間割も一人一人違うように定められた。単位制だったので、自分が学校でまなびたいことだけ学ぶことができた。それでも大学に行きたい人は大学に行っていた。校則や制服がないことで進学実績が悪化するとはとても思えない。日本の多くの高等学校が思考停止だと感じる。

僕は教師による罵声や怒号が飛び交う学校に行けなくなりました。本来はすべての子供の学ぶ権利が保障されるべきはずですが、公立の学校でルールや価値観の押し付け、従わないものへの暴力は明らかに憲法違反だと思います。政府が憲法違反、それに対応す流ように公共の教育機関も憲法違反では、日本は崩壊への道を行くことになることを危惧しています。

下着の色が校則違反だった場合、男子がいたとしても、その場で「その下着の色ダメだよ」と言われた人がいた事があります。その子は勿論女の子です。

思春期に人権ないんですか？

もはや、精神的なDVだと思います。

ただ、その先生だって言いたくて言ってる訳じゃないと思うんです。

それに、注意する先生だって辛いかもしれないし、言われた生徒も辛いです。

男子がいる前で注意されるんですから。

そもそもそんな校則が無ければ、誰も辛い思いしなくて済むんです。

誰が聞いてもおかしい校則は、徹底的に消すべきです。

例えば、下着、靴下、ゴムの色等です。

これらを縛る理由は、授業の集中力が切れるからだそうです。

そんな事で切れると思いますか？

生徒をナメすぎです。

ゴムの色が赤でも、靴下が黄色でも授業に集中しようと思えば集中できます。

中高生は、思春期です。お洒落したいと思い始める時期なのに、こんなしょうもない理由で、縛られるのは凄く腹が立ちます。

本当に私の通ってる中学校は、生徒のことをきちんと考えてくれているんでしょうか？

校則って何の為にあるんですか？

生徒を縛る必要ありますか？

校則や決まりについておかしいと言えば、先生からの評価が下がり、内申点が下がり、自分の高校の進路にも影響すると思うと、声をあげられません。

中学生の時、先生に服装を注意され、クラスメートからの攻撃が起こりました。不必要な決まりによって同調圧力が強まり、少しでも決まりを守れていない人がいれば攻撃するという形ができあがります。おかしい校則に対する意識を生徒も先生も変える必要があると思います。



## ■校則を子どもの尊厳と基本的人権の視点から抜本的に見直す

「下着や靴下の色は白」「ツープロック禁止」などの校則のあり方が社会問題となっています。子どもの尊厳と基本的人権にかかわる問題であり、教育に必要な子どもと教職員の信頼関係を損なうことも憂慮されます。

日本共産党は今年、校則アンケートを実施し、中高生・保護者・教職員・市民約3000人の声を聞きました。中高生は、頭髪や服装などを細かく指定する校則について「監視されているようで窮屈」と訴えています。回答した保護者・教職員・市民の九十数%が校則の見直しに賛成でした。今こそ、校則の抜本的な見直しに踏み切る時ではないでしょうか。

### ○子どもの尊厳と基本的人権の尊重を、校則に関する国の基本姿勢とする

子どもの権利条約は「学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる」（28条2\*）と定めており、欧米の校則には基本的人権に属する服装や頭髪への規制がほとんどありません。

ところが、文部科学省の生徒指導に関する基本文書『生徒指導提要』は、校則や学校の規律に関して、子どもの尊厳や人権には一言もふれていません。校則を「社会規範の遵守」と位置づけ、校内規律に関する指導の基本を「規範意識の醸成」としています。これでは人権を著しく制限する校則でも、“規範だから遵守させよ”と言っているようなものです。『生徒指導提要』も改め、子どもの尊厳と基本的人権の尊重を、校則に関する国の基本姿勢とします。

### ○教職員と子ども、保護者の話し合いで見直しをすすめる

校則は子どもの人権にかかわる性格を有すると同時に、教育活動の一環です。各学校での具体的な見直しを、憲法や子どもの権利条約もふまえて、教職員・子ども・保護者が話し合ってすすめることを大切にします。

\* 子どもの権利条約 28条2

締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

令和3年12月21日

文部科学大臣 末松 信介 殿

安全な生徒指導を考える会

代表者

連絡先

### 生徒指導提要改訂に関する要望書

今年に入り、近年の課題であるいじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあること等を踏まえて、生徒指導提要の改訂が議論されています。提要改訂の目的には、「いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう」にすることが書かれています。

不適切指導に関しても未然に防げるよう生徒指導提要の中で対策が示されることで、児童生徒が安心して学校に通えることに繋がると思います。

問題行動の疑いがある場合に、適切な手順を踏んで指導の必要性や用いる指導方法を吟味することなく、理不尽な叱責が行われ、それが不登校や自殺にまで発展してしまう事案がいくつも発生しています（添付文書参照）。

三田村委員が生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第1回）で提案されていましたように、不適切指導についても、具体的な事例を用いて不適切になってしまう背景や対策、子どもに与える影響などを、解説していただくことが重要だと考えます。

生徒指導提要に書かれていることが適切に実践され、児童生徒が安全で教育的効果のある正しい指導を受け、成長発達していくことができるよう、改訂がなされることを願っています。そのため、下記の内容に関して、不適切指導を受けた当事者もしくは家族（遺族）の声をヒアリングする機会を要望します。

### 記

1. 児童生徒には適切な指導を受ける権利があること
2. 生徒指導を行う際に児童生徒に弁明と意見表明の機会を与えることの重要性
3. 提要に書いてある指導の手順や配慮が実行されることの重要性
4. 不適切指導が児童生徒に対し心理的な影響を与え、不登校や自殺に繋がることもある

以上



(別紙)

### 1. 児童生徒には適切な指導を受ける権利があること

問題行動の疑いがあると、事実関係が曖昧なまま、表面に見えた行動だけを指導してしまうことがあります。この点はすでに指摘されていますが、さらなる解説と周知が必要だと考えます。事実誤認や事情を考慮せずに行われる指導は、児童生徒に混乱や焦燥、無力感、無価値感、怒りなど様々な心の傷を抱かせる危険性があります。

### 2. 生徒指導を行う際に児童生徒に弁明と意見表明の機会を与えることの重要性

弁明と意見表明の機会を設けることが、より正確な事実把握に繋がります。そのため、対象となる行為や理由などを教師がどう認識しているか、児童生徒に正確に伝え、意識的に弁明と意見表明の機会を作ることが必要です。これが十分にできなかった場合、児童生徒を不必要に追い詰め、自殺や不登校のリスクを高めてしまうことがあります。

### 3. 提要に書いてある指導の手順や配慮が実行されることの重要性

不適切指導に関しては、生徒指導提要 P157～159 記載の「3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方」の部分が重要になります。(1)問題行動の迅速な事実確認、(2)問題行動の原因の分析と個々の児童生徒に応じた指導方針の確立、(3)希望を持たせる指導、(4)保護者への説明と適正な手続き、この手順は最低限守らなければならないと思います。指導が一因(契機)となった自殺では、提要に書いてある手順や配慮が不足しているものが多くあります。善意の指導でも、それらの手順や配慮が守られないことで、児童生徒を意図せず追い詰めてしまうことがあります。実際にあった不適切な事例を示しながら解説することで、適切・不適切の判断基準が明確になり、教師がより安心して指導を行えることにつながると考えます。

### 4. 不適切指導が児童生徒に対し心理的な影響を与え、不登校や自殺に繋がることもある

生徒指導提要の手順に沿わない不適切な指導を行った場合は教育的効果が得られないどころか、不登校や自殺の一因にもなり得ます。

そのため、意図している教育的効果は得られているか、児童生徒の心身の危険を高めていないか、それぞれの段階(指導前、指導中、指導後)で省みながら進めていくことの重要性を、具体的な事例を示して周知することが必要です。

児童生徒を叱責するのではなく、今後の生き方をともに考え、ともに困難を乗り越えようとする生徒支援の姿勢を持つことで、冷静に児童生徒のフォローや観察、ケアを行いながら指導ができると思います。

提要に書かれていることを実践しない先に、心理的なダメージや不登校、自殺が起きるということを知ること、提要の内容を学び、活用することの重要性を意識してもらえことを願っています。

2022年2月16日

文部科学大臣 末松信介 様  
生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員 様

日本教職員組合  
中央執行委員長 清水 秀行

## 「生徒指導提要の改訂」に係る意見書

虐待、貧困、経済格差による教育格差、地域間格差など、子どもをとりまく状況はたいへん厳しく、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、学校現場の教職員は感染症対策に追われながら、学習権の保障や子どもの心のケアに日々とりくんでいます。

いじめや不登校・子どもの自死等、深刻な状況が続いており、子どもの権利保障の観点から、学校が子どもにとって安心できる「居場所」となっているかを見直す必要があります。

憲法・子どもの権利条約を基盤とするゆたかな学びと人間関係の構築によって、家庭の経済状況、居住地・年齢・ジェンダー・障害・民族性などの社会経済的・文化的バックグラウンドに関係なく、すべての子どもたちが「幸福 (Well-being)」に過ごせるインクルーシブな学校づくりを実現すべきです。

「生徒指導」においても、子どもの人権が守られることが大前提であり、現行の「生徒指導提要」（以下、「提要」）には「深い児童生徒理解と相互の信頼関係」「児童生徒による自発的・自治的な活動を重んじ」「人権尊重の精神」等の記載が見られます。「提要」の改訂にあたっては、これらの理念を継承・発展させるものとなるよう、以下のとおり意見を述べます。

### 1. 積極的な生徒指導の基礎

○現行「提要」で、「生徒指導は、（中略）児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものでなければなりません」と明記されている「児童生徒理解の基本」を継承・発展させるために、改訂においても子どもの権利条約を基盤とすることを明記すべきです。

○特に、現行の「提要」で子どもを「乳幼児期においてさえ、一個の独立した存在として自らの欲求を主張し、自らの力で成長・発達しようとする存在」としていることをふまえ、学校教育のあらゆる場面で子どもの意見表明権を保障する記述が必要です。また、「相互の信頼関係」をはかるには、一方的な「指導」ではなく、「生徒支援」とすべきです。

○民法改正において「親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」という規定が議論されていることに鑑み、「提要」においてもあらゆる場での「体罰の禁止」をあらためて確認することが必要です。

○情報共有・情報活用については、現行「提要」に「個人情報漏洩することのないよう個人情報の管理、保管に関する整備が必要」と明記されています。デジタル化がすすむなかで、情報の受け渡しの際の本人の承諾等、ビッグデータの取り扱いについて個人情報保護の強化が必要です。

## 2. 発達の支援に基づく教育課程と生徒指導

○現行「提要」の「道徳教育における生徒指導」で記述されている「道徳の授業で児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤など生きる課題として取り上げ、自己の生き方を深く考え」ることは、重要な観点です。道徳が「特別な教科」となってもこの方向性は継承されるべきと考えます。子どもたちが「自己の生き方を深く考える」ことは、自分の身の回りにあることや生活と密着するものであり、子どもたちの実態にあわせた教材が用いられるべきです。「教科書」のみにとらわれず、地域教材の発掘や人権に根ざしたとりくみが重要であることを明記すべきです。

○デジタル化がすすむなかで、SNS等ネットでの誹謗中傷による子ども・若者の自死が深刻な状況となっています。「Society5.0時代」の社会では、「情報モラル教育」をこえて、「デジタル・シティズンシップ教育」をすすめ、デジタル環境において積極的・批判的・的確にかかわる力を育み、テクノロジーを通して主体的に人権と尊厳を尊重する社会を形成する市民性を涵養する必要があります。

## 3. チーム学校による生徒指導の体制

○「教育相談体制」については、「教員が児童生徒一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保とそのための条件整備」が現行の「提要」においても指摘されています。子どもと信頼関係を築くには、日常のかかわりが重要です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校において段階的に35人学級が実施されていますが、中学校・高校の少人数学級の実現、養護教員の複数配置等にも言及する必要があります。

○現行では「学校は児童生徒が安全に安心して過ごせる場所であることが大前提」という記述が、「児童生徒の安全にかかわる問題」として防災・減災の観点で挙げられていますが、この観点を「子どもの居場所としての学校」に発展させる必要があります。学校における競争主義的な環境や校則等がストレスとなり、いじめや不登校の一因となっている状況もあることから、災害や事故に対する「安全・安心」を、学校教育全般に対するものにすべきです。

## 4. その他

○子どもは教員に限らず、事務職員や栄養教職員、学校司書等を相談相手とすることがあります。「チーム学校」の観点からも「教員」だけでなく、「教職員」が子どもとむき合える体制づくりのための条件整備が必要です。

○協力者会議の中では、改訂「提要」が学校現場の教職員に浸透することが議論されています。そのためには、管理職に限らず現場教職員から広く意見を求めることが重要です。また、子どもの視点から生徒指導のあり方を見直すため、子どもたちからの意見募集も実施すべきです。